

労働安全衛生法及び作業環境測定法が改正されます。 令和8年1月から段階的に！

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業主等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策の推進、機械等による労働災害防止の促進、高年齢労働者の労働災害防止の推進などに関する法令が改正されました。これらの改正は令和8年1月から段階的に施行されます。

主な改正の項目は以下のとおりですので、事業主の皆様おかれましては対応の準備方をお願いします。

1、個人事業主等の安全衛生対策の推進

⇒災害防止に必要な指導や連絡調整等の措置につき個人事業主を含めた「作業従事者」に拡大するほか、仕事を行う場所を管理する「作業場所管理事業者」に連絡調整措置を義務付ける、また、個人事業者等自身が講ずべき措置や業務上災害の報告制度を創設する等の改正

- ・注文者等の配慮（R7.5.14施行）
- ・混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大（R8.4.1 施行）

- ・業務上災害報告制度の創設（R9.1.1 施行）
- ・個人事業者等自身への義務付け（R9.4.1 施行）
- ・作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け（R9.4.1 施行）

2、職場のメンタルヘルス対策の推進（公布後3年以内に政令で定める日）

⇒労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けとなるもの

3、化学物質による健康障害防止対策等の推進

⇒化学物質譲渡等実施者による危険性・有害性情報（SDS交付）の通知義務違反に罰則が適用される、個人ばく露測定が作業環境測定の一部に位置付けられる等の改正

- ・危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保（公布後5年以内に政令で定める日）
- ・営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知（R8.4.1 施行）
- ・個人ばく露測定の精度確保（R8.10.1 施行）

4、機械等による労働災害防止の促進等

⇒ボイラー・クレーン等に係る製造許可の一部や製造時等検査について、民間登録機関が実施できる範囲を拡大する等の改正

- ・機械等による製造許可及び製造時検査制度の見直し（R8.4.1 施行）
- ・特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化（R8.1.1 施行）

5、高年齢労働者の労働債が防止の推進（R8.4.1 施行）

⇒高年齢者に配慮した作業管理等の措置が努力義務となるもの

6、治療と仕事の両立支援の推進（R8.4.1 施行）

⇒職場における治療と仕事の両立の促進のための措置が努力義務となるもの

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisa-kunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



事業主・労働災害防止関係の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行されます

※一筆は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮 R7.5.14 施行

労働安全衛生法第5条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者が賃借する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設 R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告することができると定められました。報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同じ職場において作業を行う場合に、①適度休憩や安全確保を怠らない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な機械に接する際の安全衛生教育の実施などを義務付けることとされました。

外国人の適正な雇用にご協力ください！ ～不法就労防止のために～

日本人と外国人が互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、外国人の人権に配慮しながらルールに則って外国人を受け入れ、適切な支援を行っていくこと、ルールに違反する者に対しては厳正に対処することが重要です。在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に中長期間滞在する外国人が所持するカードで、一時滞在する旅行者や不法滞在者には交付されませんので、事業主は在留カードの所持、記載事項を確認しましょう。

不法就労させたり、不法就労をあっせんさせた人、また、外国人の雇用又は離職についてハローワークへの届出を行わなかった場合等は事業主も罰則の対象となりますので、ご注意ください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- (例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

- (例) ・観光等の短期滞在を目的で入国した人が許可を受けずに働く
・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3 外国人の方が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース

- (例) ・外国料理のコックや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
・留学生が許可された時間数(原則週28時間以内)を超えて働く

中小企業等への支援施策を準備しています！

賃金引上げに向けた取組については、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、岩手労働局及び各労働基準監督署において最低賃金・賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備等に取り組んでいます。また、人への投資である賃上げの流れを継続・拡大し、物価上昇への対応、人材の確保・定着を実現していくため、賃金引上げに関する中小企業等への支援策の強化にも取り組んでいます。

なお、賃金引上げの原資の確保に向けては、労務費を含む価格転嫁も重要であり、必要に応じて国が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」や、国・岩手県等が開設している相談窓口を活用しながら、発注者との労務費を含む価格転嫁交渉を行っていただく等、引き続き、労働者の賃金引上げについてご検討をお願いします。

[illegible]

低コスト、高金利にに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策



日本金融公庫

① 融資の利便性向上

融資の概要

- 融資期間：最長10年（返済期間）
- 返済元金：100万円～500万円
- 返済利率：年1.5%（変動）

融資の活用

① 事業の拡大・新規事業の展開
② 設備投資・IT投資
③ 人材育成・研修費用
④ 研究開発費
⑤ 借入金の返済（繰上返済）
⑥ 個人消費（住宅ローン）
⑦ 個人消費（自動車ローン）
⑧ 個人消費（生活費）
⑨ 個人消費（教育費）
⑩ 個人消費（医療費）

② キヤッシュ・フロー成金

融資の概要

- 融資期間：最長10年（返済期間）
- 返済元金：100万円～500万円
- 返済利率：年1.5%（変動）

融資の活用

① 事業の拡大・新規事業の展開
② 設備投資・IT投資
③ 人材育成・研修費用
④ 研究開発費
⑤ 借入金の返済（繰上返済）
⑥ 個人消費（住宅ローン）
⑦ 個人消費（自動車ローン）
⑧ 個人消費（生活費）
⑨ 個人消費（教育費）
⑩ 個人消費（医療費）

③ 中小企業銀行上場引上げ支援制度

融資の概要

- 融資期間：最長10年（返済期間）
- 返済元金：100万円～500万円
- 返済利率：年1.5%（変動）

融資の活用

① 事業の拡大・新規事業の展開
② 設備投資・IT投資
③ 人材育成・研修費用
④ 研究開発費
⑤ 借入金の返済（繰上返済）
⑥ 個人消費（住宅ローン）
⑦ 個人消費（自動車ローン）
⑧ 個人消費（生活費）
⑨ 個人消費（教育費）
⑩ 個人消費（医療費）

④ 企業活力支援（中小企業経営力強化）

融資の概要

- 融資期間：最長10年（返済期間）
- 返済元金：100万円～500万円
- 返済利率：年1.5%（変動）

融資の活用

① 事業の拡大・新規事業の展開
② 設備投資・IT投資
③ 人材育成・研修費用
④ 研究開発費
⑤ 借入金の返済（繰上返済）
⑥ 個人消費（住宅ローン）
⑦ 個人消費（自動車ローン）
⑧ 個人消費（生活費）
⑨ 個人消費（教育費）
⑩ 個人消費（医療費）

⑤ 中小企業経営力強化支援制度（経営力強化）

融資の概要

- 融資期間：最長10年（返済期間）
- 返済元金：100万円～500万円
- 返済利率：年1.5%（変動）

融資の活用

① 事業の拡大・新規事業の展開
② 設備投資・IT投資
③ 人材育成・研修費用
④ 研究開発費
⑤ 借入金の返済（繰上返済）
⑥ 個人消費（住宅ローン）
⑦ 個人消費（自動車ローン）
⑧ 個人消費（生活費）
⑨ 個人消費（教育費）
⑩ 個人消費（医療費）

⑥ 中小企業活力化助成金制度

融資の概要

- 融資期間：最長10年（返済期間）
- 返済元金：100万円～500万円
- 返済利率：年1.5%（変動）

融資の活用

① 事業の拡大・新規事業の展開
② 設備投資・IT投資
③ 人材育成・研修費用
④ 研究開発費
⑤ 借入金の返済（繰上返済）
⑥ 個人消費（住宅ローン）
⑦ 個人消費（自動車ローン）
⑧ 個人消費（生活費）
⑨ 個人消費（教育費）
⑩ 個人消費（医療費）

(令和7年7月現在)

最低賃金引き上げを受けて、賃上げに取り組み易く準備へ
厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う
支援・後押しを強化しています

助成金・補助金を組み合わせご利用いただくことも可能です
賃金引き上げに伴って、雇用が伸びるとい
う一時的な効果はありますが、より長期的な効果は期待できません

賃金改定後の成果

事業年度で最も賃金改定率を一定額以上引き上げ、
生産性向上等に資する設備投資等を行った企業に、
設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金率等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を
3%以上引き上げる場合に、キャリアアップ助成金の
「賃金規定増進費」が利用できます。
※助成金の額に雇用者数に応じた定率の定額も加算されます。

IT導入補助金、ものづくり補助金

最低賃金アップで働く雇用者を多く増える事業者の旨
には、補助率を2/3に引き上げます。

詳しくは次のページで

※本誌に掲載されている各事業者の賃上げは賃金改定率に賃金改定後の実賃上げと設備投資費、賃金改定後の雇用者数、賃上げの期間が関係し、必ずしも賃上げ率に比例して賃上げ額が増えるとは限りません。具体的な内容についてはホームページ等でご確認ください。

厚生労働省 **中小企業庁** **経済産業省**

[illegible]

中小企業の経営者さんへ
 中小企業の経営者さんへ「一人にしない」
 国が設置した無料の経営相談所

+50%
 補助金
 補助金
 補助金

90%
 削減
 削減
 削減

中小企業、
 小規模事業者
 経営相談所

よろず

支援拠点

どんな相談もワンストップで解決。

国費無制限 無料で相談

あらゆる経営相談へ対応 経営相談の相談内容に合わせた専門の相談員が対応します。 国が無料で行方フォロー 経営相談の相談内容に合わせた専門の相談員が対応します。	専門性の高い相談がバリエーション 経営相談の相談内容に合わせた専門の相談員が対応します。 国の支援制度と連携による支援 経営相談の相談内容に合わせた専門の相談員が対応します。
---	---

質問・相談・予約の

お近くの「よろず支援拠点」まで、お電話にもお問い合わせください。

よろず支援拠点 検索

よろず支援拠点の検索ページへ移動します。



お近くの支援拠点 検索へ

お近くの支援拠点の検索ページへ移動します。



**今すぐ
相談！**

[illegible]

商売を伸ばし、従業員を守るために

ここから始める価格交渉

会社での価格交渉、それは営業職の職務の中で最も大切な、最も重要なスキルに数えられる。価格交渉のスキルを磨くことは、営業職のスキルを磨くことでもある。営業職のスキルを磨くことは、営業職のスキルを磨くことでもある。営業職のスキルを磨くことは、営業職のスキルを磨くことでもある。

[illegible]

詳しくは以下の二次元コードを参照してください。

賃金引上げ特設ページ

支援助成金パッケージ

よろず支援拠点

労務費価格交渉の指針

公正取引委員会の窓口



蜂の活動が高まっています！ 蜂刺され労働災害に注意を！

蜂は巣が最も発達した時期に数も多く、攻撃性が高まり危険な時期を迎えます。スズメバチは7月から10月頃までが危険な時期とされています。昨年7月19日に蜂に刺されてアナフィラキシーショックによる死亡災害が発生しています。

これからの時期は一層注意が必要となりますので、特に屋外で作業される方々は、必要に応じてエビペンを持するなど、蜂刺されによる重篤な労働災害の発生にご注意ください。

詳しくはパンフレットをご覧ください。

盛岡監督署からのお知らせ

